

# 令和7年度 大阪市立敷津小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では、「いじめは生命をもおびやかす行為であり、人間として絶対に許されない行為である」という強い認識や「いじめはいつでも、どの子どもにも、どの学校園においても起こりうる」という意識のもと、「豊かな心をもち、自ら考え、正しく判断できる子ども」育成のために「敷津小学校いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員で取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童の意識改革についての方策等）について
- ② 未然防止・早期発見のための取組について
- ③ 家庭・地域との連携について

## 3. いじめの未然防止についての取組

### ＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 自尊感情を高めるために

- ① 各学年集団作りにおいて、自分の思いを表現するとともに、友だちのよさに気づくようにし、協力することの大切さが理解できるようにする。係や当番・委員会の仕事など役割分担をし、活発に活動することで、人の役に立つ喜びや学級の一員であるという安心感を育てていく。
- ② 自己肯定の感情を育て、友だちのよいところを認めるようにする。

- ③ たてわり班での活動などを通して、高学年は、リーダーである自覚を持たせ、低学年には、みんなで活動する楽しさを味わわせる。自主的な活動を通して、やり遂げた充実感を児童が味わえるようにする。
- (2) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 読み物教材を使用して考えたり、意見交流をしたりし、道徳的実践力を身につける。
  - ② 植物や生き物を育てることを通して、命の大切さを知り、友だちのことも大切にできる児童を育てる。
  - ③ 学級の問題に目をそむけず、議題にしてよりよい学級集団を作ろうとする児童を育てる。一人一人を大切にし、お互いのことを認め合える集団作りを進める。
  - ④ 発達段階に応じて、スマートフォンや携帯電話の使い方を学び、友だちを傷つけるような内容のメールを送信、または、SNSの利用の仕方をしないよう指導する。

- (3) 授業改善について
- ① 話す・聞くという力を持つために、学習規律を確立する。
  - ② わかる授業、児童が学びの実感を持てる授業を進めるために、聞きあいを重視し、みんなが話しやすい雰囲気・場づくりをこれからも進めていく。
  - ③ 学習参観を公開授業とし、保護者・地域からも意見をもらい、次の授業に生かせるようにする。また、お互いの授業について意見を述べ合うことで、指導力の向上をめざす。
  - ④ メンター（研修担当）を中心に、授業改善のための研修を毎月実施し、教員全体の授業力向上に努める。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### ＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級での児童観察で発見できることが望ましいが、それだけではすべてを見抜くことは難しい。学校全体で一人一人の児童を育てるというスタンスで関わり、誰にでも相談できる雰囲気づくりをする。ささいな変化に気づいたときは、担任に知らせる。原則毎月実施している児童連絡会で全体に情報を共有し、指導にあたる。
- ② 児童の変化を記録する。（5W1H）時系列を追ってわかりやすく書く。
- ③ 学期に1回「いじめアンケート」を行い、出てきた問題点について、児童に聞き取りをする。心配な事案については、その都度、管理職・生活指導部長に報告する。（いじめ防止推進委員会も設置）
- ④ SOSレターや相談窓口なども児童に紹介し、児童が一人で悩んだり、問題を抱え込んだりしないようにする。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### ＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を発見した時には、速やかに管理職に報告する。
- ② 被害児童の立場に立っていじめが深刻にならないよう保護する。加害児童には、いじめに発展した経緯を丁寧に聞き取り、自分の行動を十分振り返り、二度と友だちを傷つけることないよう指導する。
- ③ 双方の家庭と連絡を取り、事実確認して伝え、児童にとって一番よい解決法を考え、家庭と連携して指導にあたる。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ①いじめ防止推進委員会

- ・構成メンバー・・・校長、教頭、人権教育主担、生活指導主担（いじめ対策主任）、担任、養護教諭、SC、その他  
(場合によって特別支援教育コーディネーター・外国人教育担当など)
- ・活動内容・・・・児童観察やアンケートの結果より分析・情報交換  
(情報の共有化・教職員の連携)  
今後の措置について話し合う。
- ・開催時期・・・・事案発生時に設置する。
- ・開催回数・・・・そのつど

#### ②調査等

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（5月・10月・2月）  
スクールノートによる「いじめアンケート」
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査  
年3回（5月・10月・2月）
- ・まなびのポータル「心の天気」「相談機能」
- ・保健室入室記録

#### ④ 研修等

- ・職員会議にて児童連絡会（毎月）
  - ・人権教育実践交流会（2月）
  - ・P T A人権啓発研修会（1月）
- など

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 仲間づくり等授業の様子や感想などをホームページや学校だよりなどにより情報発信する。
- ② 学校協議会では、仲間づくりに関する授業や取り組みについて伝え、いじめを許さない姿勢を伝える。

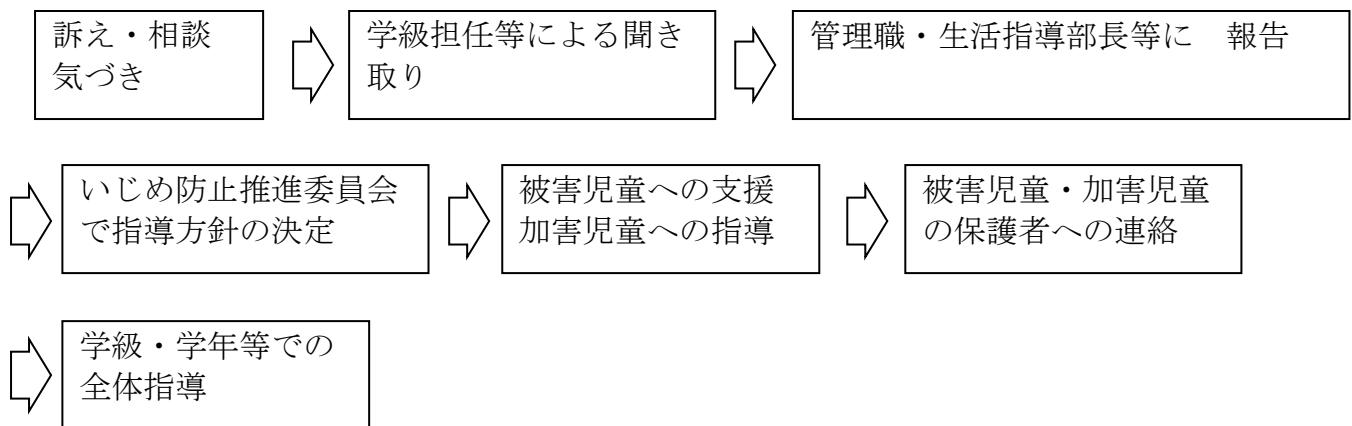
### (3) 取り組み内容の検証

- ① 「運営に関する計画」の道徳教育の推進の取組結果を評価し、改善していく。
- ② 3学期の児童いじめアンケートの結果をふまえてその年度の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。

## 7. 重大事案への対処

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ① 学校は、上記のような重大事態が発生した場合は、隠ぺいせず、誠意のある対応をする。（窓口は、教頭にし、一本化する。）
  - ② 学校のもとに、重大事態の調査組織を置き、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ④ 調査結果を教育委員会に報告する。

### ※ いじめ発見の際の流れ



# 大阪市立敷津小学校 いじめ対応フロー図

## 【いじめ防止】

**教職員研修について** = 毎月の職員会議のなかで児童連絡会を行い、児童の様子を共有  
年1回いじめに関する校内研修を実施

教育委員会事務局指導部・教育センターが開催する研修の伝達

**いじめを許さない雰囲気の醸成・人権教育** = ・各学年集団づくり（係・当番活動）

- ・みんな遊びの実施
- ・帰りの会や道徳の時間などで互いのよさを伝え合う学習活動
- ・大阪市いじめについて考える日の設定
- ・なかよしグループ（たてわり班）活動
- ・国際理解教育や平和教育・同和教育など人権教育の実施

**早期発見のために** = ・日々の児童観察

- ・いじめアンケートの実施（学期に1回）

・児童と担任の面談（学期に1回）

- ・SCによるカウンセリング

・一人一台端末による児童の心の状態把握（心の天気・相談機能の活用）

・家庭や地域との連携

- ・学校以外の相談窓口の周知

・保健室入室記録

## 【いじめの可能性に気付いたとき】

**全教職員** ↓  
・いじめと疑われる行為の発見

・児童・保護者からの相談や訴え

・いじめアンケートなどでの記載

・外部からの通報

など

↓ 報告

**管理職・生活指導部長** ↓ 初期対応の検討

・被害児童の安全確保

・いじめ行為の制止

**いじめ防止推進委員会の設置** ↓ (メンバー) 校長、教頭、人権教育主担、生活指導部長

(いじめ対策主任)、担任、養護教諭、SC、  
その他

(協議内容) ↓ ①把握できている情報の共有

②心のケア及び学習支援

③実態把握（聞き取り方法）の確認

④被害児童・保護者の要望等の尊重

**担任・チーム学年集団・生活指導部** ↓ 関係児童からの聞き取り

実態把握



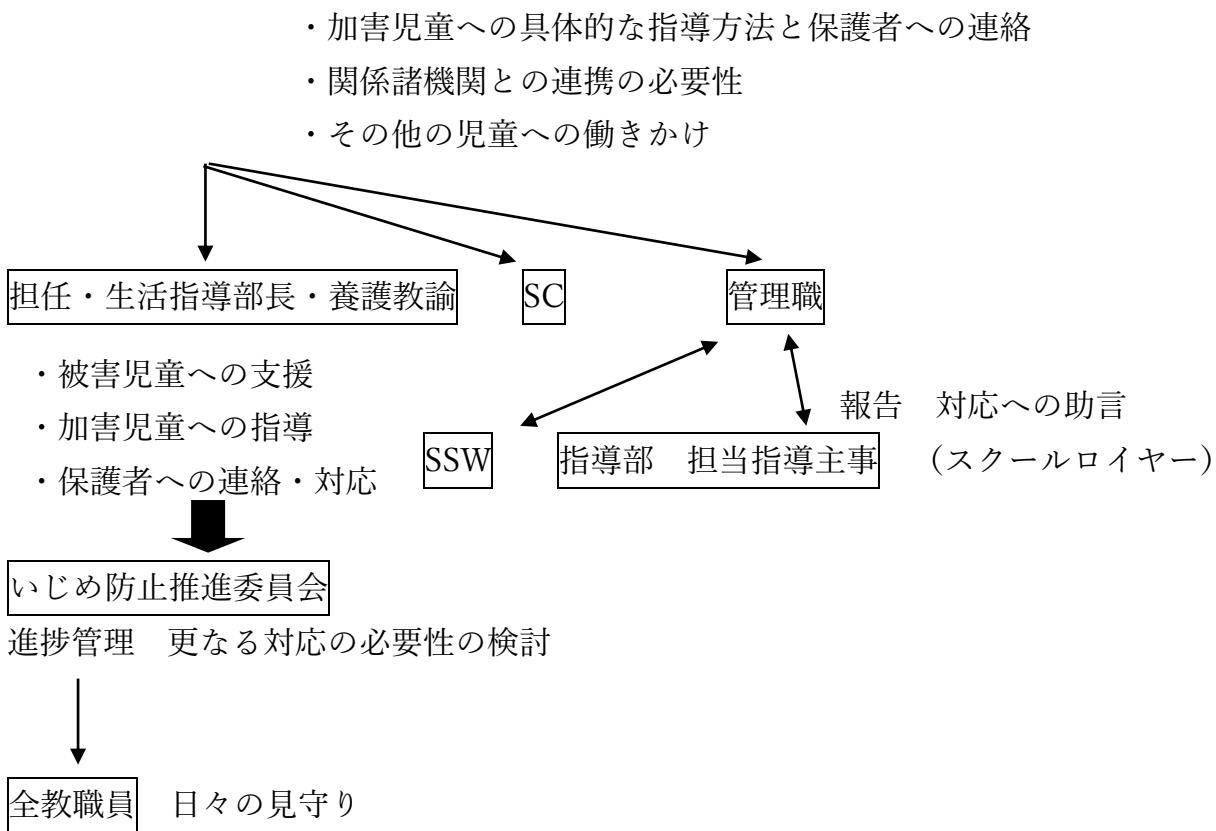
**いじめ防止推進委員会** ↓ 指導方針・指導方法の確認

(協議内容) ↓ ①聞き取り内容の共有

②更なる事実確認の必要性の有無

③いじめに該当するかの判断

④被害児童への具体的な支援方法と保護者への連絡



「被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

## 【重大事案に関して】

臨時職員会議 管理職・生活指導部長→全教職員  
事案の経過報告

重大事案とは (ア) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・児童の自殺企図 ・身体の重大な傷害 ・金品等の被害 ・精神性の疾患の発症  
(イ) いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

